

先哲小傳

327

275

004676-000-5

327-275

先哲小伝

大西 甚右衛門／編

M 4 3

A C E - 1 3 4 5



序

遙れ、山河城池、堂塔樓閣の崇高なるを觀れば、當年、英
雄豪傑の其間に嵐起馳騒して、震天撼地の大功業をな
しゝ事蹟を追想すべく、繙つて言語文章節操意氣の淋
漓たるを察せば、嘗て先哲前修の辛苦經營して、研鑽討
論せし懿德の、世道人心を裨補せし功勞を認識するを
得べどあり。而して、其事業の彰明顯著にして、載せて
史冊に存せるものは、後人の敬仰欽慕に資することを
得べしと雖も、歲月の久しき、猶、其行事の世間に忘却せ
らるゝの恐なきを保せず。况んや其事蹟の一郷一家
に止りて、終に世人に知られず其人と其功と與に、湮滅

43. 6. 27

内交

埋没して、唯僅に一部人士の胸底に記憶せらるゝが如きものに至りては、實に惜むべきにあらずや。忠臣孝子、義僕節婦の事、其時勢の泰否、其位置の高卑によりては、苦心衷情も世人に認められずして没するもの、世固より、其人に乏しからず。身その鄰里同郷に在りごとも、父老の之を傳ふるなく、世人の之を稱せざるものにありては、後進の子弟、矜式の機なく其遺徳に浴するを知らざるものあり。豈嘆すべきにあらずや。

我徳島縣の地たる、南海の一方に僻在す。雖も、山秀で、水清し、吉野の奔流、東西に貫通して、田野闢け灌漑宜に適す。陸に、米藍の產饒く、海に、魚鹽の利多し。蜂須賀氏封を承くるに至りてより三百歳、上獎め下勵み、

家給し國富む。此間豈偉人傑士、碩學鴻儒、名匠絕技、忠臣孝子の出でず、國家を裨補し、世道人心を維持したるもの、豈十數にして止まんや。其事蹟を探討し、其功業を表彰して、以て、之を敬仰し、之を欽慕するは、後人の責務にして、啻に、其芳躅を不朽に傳ふるのみならず、後進子弟をして、感觀奮興せしむるの一端ともなるべし。

本會茲に、報德實業の講演を開催し、現代鴻學知名の士を招聘して、講演を囑し、縣下教育及び、實業の發展振興を圖るに與し、三百年以還、國家に功勞ある縣下の先哲前修を表彰し、崇敬の念と、奮興の志とを喚起せしめんとし、舊記に依據し、口碑を蒐集し、徳島中學校教諭岡本由喜三郎、同小出植男両氏に囑するに、傳記の編纂を

以てせり。或は、學德高邁、子弟の教育に盡瘁して、一郷一國の模楷たりしものあり。或は、殖産興業に鞠躬して、國家富強の基を啓きたるものあり。或は、忠節義烈、身を殺して邦家の危難に貢献せしもの、或は、眞摯篤實、温清定省の道を奉じて、鄰里鄉黨を風化せしもの等、一々數へ来れば、一として、社會教訓の資料たらざるものはある。然るに、時日の短少なりとが爲めに、材料の蒐集遍からず、正確なる史料を獲るに乏し。偶誤謬を傳へて以て先人を誤り、或は、其徳を傷くるあらんを慮り、茲に、其事蹟の明著なる先哲十人の功勞を表彰し、其行實逸聞を輯めて、本書を成すに至れり。若し夫れ、今回に漏れたる先哲偉人の事業に至りては、更に、精査探

求の日を俟ちて、之を表彰するの機あるべし。別録一篇、蜂須賀蓬庵公の事蹟概略を叙したる所以のものは、公の阿波國に封せられし以來、政教を振作し、殖産を奨励し、富國賑民の實を圖り、郁郁然として三百年の泰平を致し、以て今日に及びたる遺徳を追慕し、縣人をして、公の偉業を憶ひ、奮起努力せしめむとの微意に外ならずして、敢て之を表彰すと謂ふにあらず。斯の如くにして、一は、縣人と與に、直接、教育殖產興業發展の實績を擧げ、一は、前言往行を知りて、其善を擇び、其徳を畜ふの美を濟さんと欲す。一言以つて序と爲す。

明治四十三年六月

實業報德講演會長 渡邊勝三郎

凡例

一本書載するところ、僅に十名、明治維新を以て、之を劃せり。是れ、古きものは湮滅に傾き易く、新しきものは、尙世人の耳目に熟せるを以て、特に、之を傳ふる要あらざればなり。

一 教育家勤王家等の事蹟は、世に正確たる記録ありと雖も、技藝及實業家等に至りては、其功勞の世人に知られたるものと雖も、其行實の正確なる材料に乏し。今回蒐集したる材料中、之を傳ふるに足るべきもの多し。然れども、其一を擧げて、其二を遺すは權衡を失する嫌なしとせず、故に、之を他日の調査に譲り、其事蹟の明著なる先哲十人の畧傳を叙したるの

み。

一 蜂須賀蓬庵公の事蹟は、唯其大綱を擧げたるものにして、詳細は之を世の史籍に譲れり。短時日の爲め數種の記録に徴して、編纂せるを以て、其記事疎雑なるを免れず、更に、他日の大成を期することをせり。

一 本書編纂につきては、先哲叢談、栗山文集、阿陽忠功傳、阿波志、阿波名所圖會、大日本教育史料、大日本產業事蹟、蜂須賀家記、皇朝金鑑、阿淡年表秘錄、渭水聞見錄、尊語集、枕上集、阿淡孝子傳、阿淡先哲小傳、阿波偉人傳、及び、行狀碑文、其他、郡村役場取調書類、並に、口碑傳説等を参考せり。茲に、特に、史料を寄贈せられたる諸君の好意を感謝す。

一 本書記載するところ、或は事實正確を缺ぐものあらん江湖の是正を仰ぐ。

明治四十三年六月

編纂委員　岡本由喜三郎
同　　小出植男
識

儒
家
集
堂
安
左
衛
門

儒

目
錄

勤王家
集堂安左衛門

勤

王
家
集
堂
安
左
衛
門

王

家
集
堂
安
左
衛
門

篤行家

馬
波
嘉
平
次
郎
膳

篤行

美
援
造
三
郎

洋學家

福
田
林
右
衛
門

高家

良
齋

高畠耕齋

本草家 小原春造

數學家 小出長十郎

集堂安左衛門

名は元成、字は慎甫、通稱は安左衛門、學山と號し、老いて迂亭と更む。其先は工藤氏より出づ。父を乘化、諱を貞良といふ。坪井氏を娶り、先生を徳島に生む。幼にして父に從ひ、江戸に徙る。稍長して學を好み、孝を以て聞ゆ。初め藩族飛彈守に事ふ。飛彈守入りで封を嗣ぐ、即ち承國公なり。公に從ひて藩に歸り、増田立軒等と與に伊洛の學を講す。遂に室鳩巣に師事す。室門秀材多し、先生特に篤行を以て稱せらる。享保二十年公薨す、柩を護して國に葬る。既にして事喪り、免せられんことを請ふ聽されす。元文二年、命せられて府中の衆務を判す。父疾ひ、先生齋沐して北辰に禱り、孝養甚た致む。後父歿し、將に葬らんとす。始めて其地の濕惡あるを覺り、改めて兆をトせんとす。當時樋

一たひ寺門に入るもの、復び出づるを以て、僧家例に恥とす、故に之を許さず。先生柩傍に寢處し、日夜號哭して、竟に寺僧を感動せしめ、始めて意の如くするを得たり。遷りて大目付となる。威峻公の柩を奉して、京に葬り、反命して、又罷めらんことを請ふ。聽されず。時に藩主幕府の旨を承け、日光廟を修む。先生をして其の事を監せしむ。四年にて成る。幕府賞するに、白金及び時服を以てせり。寶曆四年、藩公の旨に忤ひ、職を解かれ、江戸芝邸目付となり、經を講し子弟を風厲す。邸中翕然として之に化す。明年、謙光公封を襲ふや、召して職を復し、命して大學論語を講せしむ。因て名儒を延致し、學を移し風を移さんことを勧む。明年、江戸に歸りて老を告ぐ。先生人となり、慈和遜讓、未だ嘗て聲色を以て人に加へず。然れども、忠孝の大節、是非の辨に至りては、固く執りて奪ふべからず。嘗て一士人あり、其弟行なし、請うて之を逐はんとし、大に親朋を會し、其罪を數へ、辱めて之を遣る。

先生之を聞きて曰く、是れ善に向ふの路を壅くなりと爲めに其書を改め、曲さに骨肉親愛の情を叙べ、大義已むへからざるに出でたるの理を説く、蓼然惻怛の意、文字に溢れ、聞くもの悉く涕を流せりといふ。又、藩士某、嘗て命を奉して囚を鞠す。之を先生に謀る。先生答ふるに、唯其生路を求むるにあるを以てせり。其仁恕にして、物を愛すること、大率此類なり。承國公より以下五君の間、國統屢絶え、之に加ふるに、幼冲疾病の君を以てし、政家門より出で、庶務紛糾たり。君の誠敬純篤、上下に信せらるゝにあらざれば、安ぞ其間に周旋して、闕漏を彌縫し、能く濟す所あるを得んや。家居、常に國家の休戚を聞けば、輒ち憂喜色に表はる。既に老を告げて家居すれども、大議及び學政あれば、必ず就きて諮詢せしといふ。鳩巣の遺著、大極圖說、西銘等の諸書を梓に上して世に表はせり。天明七年七月三日、疾を以て江戸に卒す、享年八十五。

先生室門の高足弟子を以て、學德既に上下を感化し、平生藩政を
釐革し、風教を興起するを以て、自から任とあし、數々名儒を聘用
せんことを請ふ。寶曆十二年六月、學校建設の議を上り、學制五
條を陳ぶ。其一に曰く總則、二に曰く校舍、三に曰く學生、四に曰
く職掌、五に曰く教學、其大要を擧ぐれば、道義を尊崇せしむべき
を論じて曰く、教學の緊要ある所以を知悉せしむること、現今の
最大急務にして、藩内の上下貴賤を論せず、男女を選はず、此趣旨
をして、普く了解せしめんとせば、只、形式に學問を獎勵するのみ
にては、中才以下のものにありては、感憤の力薄く、徹底の實を奏
し難きを以て、官より教學振興の大意を著述し、廣く國中に頒布
し、學校は云ふを俟たず、家々其寫本を備へて、渴望必す一讀せし
むべし。女子教育を論じて曰く、女子は子孫養育の大任を有す
るを以て、最も教育の緊要を感す。且、中才以下の男子は、多く女
子に感溺せられ、一身を誤り、一家を覆す故に、女子教育は一日も

苟もすべからず。教育の時期を論じて曰く、諸士並に其子弟三十
歳以下のもの、殊に十歳より十七八歳のものは、最も注意して
誘掖すべし。老人或は公務多端にして、學に就くの暇あきものは、
其子弟をして、學に入り道を尊むべき理を知らしむるに努む
べし。學生感化を論じて曰く、格式貴きものを學校奉行となし、
毎月一二回、藩公學校に臨みて聽講し、又藩公親筆の額面を學校
に掲示して、學生をして日夕之を仰視せしめ、以て感憤の機を起
さしむべし。人物採用を論じて曰く、教官は必ず家格に據るを
要せず、或は性行の勝れたるをのみ選ぶべからず、一旦校に學び、
業を卒へたるものにして、教を守り人物の取るに足るべきもの
あらば、才智縱ひ人に劣るところありと雖も、之を採用して適所
に使用すべし。然れば諸人相競ひて、益々學に進み、業に勵み、有
用の人材此より出でん。人物待遇を論じて曰く、教授の任に充
つべきものは、特に優遇して、過分の祿格を與ふべし。世襲の制

度は必ず廢すべし。優遇せば、其身不幸にして歿すと雖も、其子孫餘慶に依りて、糊口に窮するの憂なく、世襲の制を廢せば、新進の人材を用ゐるを得べし。是を學を隆にし人を成す所以の途なりとす。校舎を論じて曰く、城内或は其附近に、大學を設くべし。講堂は三代の堂室に準じて、我國の規模を加ふべし。寄宿舎を設けて生徒を收容し、圖書館を備へて、自由研究の門を開くべし。教授の居宅は校内に置きて、日夕生徒の感化に努むべし。小學は城下の左右に、各一舎を設くべし、淡路江戸も亦之に準ず。就學の方を論じて曰く、家老以下諸役人は、一月六回、大學に出席し、講書は近思錄小學とす。又家老以下、物頭以上の嫡子、三十歳以上にして、未た公役につかざるものは、悉く大學生たるべし。授業は、朝五鼓より始め、夕六鼓に至りて終ふ。出席のものは、必ず姓名を帳簿に記すべし。若し事情ありて出席するを得ざるものには、必ず届出をなすべしと。其他教授の職掌、教學の方法より、

食料給與の些微に至るまで、周密精到にして、悉く時務に切あり。藩主之を納れしも、遂に實行するに至らず。其後寛政三年に至り、儒員合田榮藏等、再び學校を設けんことを建議するに及び、藩主深く先生の志を追慕し、遂に其説を用ひ、寺島學問處を創立せり。其制度多く先生の議に法れり。乃ち藩學の創設、之を先生の功に歸せざるべからず。又好んで人材を獎薦し、儒生を重んず。柴野栗山の本藩に聘用せられたるか如き、別に推薦其人ありと雖も、先生内部の先容、また力なしとせず。其歿するに臨み、諸子を誠めて、國に忠に、人を益するを以てするの外、他語あかりきと云ふ。以て其人となりを察すべし。

那波主膳

名は師曾、字は孝郷、通稱は主膳、魯堂と號し、又鐵硯道人と號す。播磨姫路の人。其先是赤松氏より出で、世々那波城に居る故にして姓となせり。其後、活所藤原惺窩に從ひ、閩洛の掌を唱へ、林羅山の徒と與に、當時天下に噴々たりき。先生は即ち其五世の孫なり。父を祐胤と曰ふ。幼より學を好み、年十七京都に遊び岡白駒に從ひて學ぶ。學成り草堂を聖護院村に築き、生徒に教授す。幾もなくして、聖護院宮に遊事し、侍講である。安永七年十月、始めて良遷公に徵されて、本藩の儒員となり、祿百五十石を給せらる。先生資性疎脱にして、規矩に拘はらず其の學を講ずるに當りては、諄々として能く導き、藩政に貢替するところ甚た多し。當時世人呼んで、四國の正學となせりと云ふ。詩文詞章に至りては、雕琢をあして人の耳目を糊塗するも務めず、性靈を闡發して、體要を持するを以て主となす。又草書に巧にして一種の風格を具ふ。明和元年、韓使來聘す。先生其學士南秋月と

賓館に唱酬し、藩公に請ひて、其東行に隨ひ、江戸に到り、屢々旅館に詣りて筆談せり。秋月、先生の理學に精到なるを感じ、日東儒學の第一人と賞せりと云ふ。先生白駒に學ひし時、専ら漢魏の古學を修め、師說を確信せしかども、後閩洛の學を唱へしより、自から正學を以て居り、仁齊徂徠の徒を指して、異端の魁となし、其徒と交らず、有名なる西山正菅晋帥は、實に先生の門より出でたり。寛政六年九月十一日歿す、年六十三。著す所、學問源流道統問答校訂左氏集解おり、世に行はる。蓋し本藩の儒官たりしもの、前に合田昌因、増田立軒あり、學德一世に高しと雖も、未だ以て文教を興起するに至らず。同時に柴野栗山ありと雖も、京都及江戸邸にありて、藩内の教化に與らず。先生に至りて、好學の賢主を佐け、大に洛閩の學を鼓吹し、藩學の面目、是より一新し、子弟翕然として正學に向ふ。其の著學問源流は、大に當時の學士を警醒し、左傳那波點は、長く後進を利したり。先生子をし門人相議

して、佐々木績を以て嗣となし、祿を襲かしむ、即ち網川あり。後鶴峯、観北相嗣きて儒員となり、其の教化阿淡両國に及びしもの、實に先生之か淵源をなししものと謂ふべし。

柴野平次郎

名は允升、字は應登、平次郎と稱す。栗山の弟貞敷の子あり。栗山養うて子とあす。初め栗山本藩の儒官たりしに、天明七年十月幕府の命によりて、江戸昌平齋儒官とあり、先生代つて藩の儒員とたれり。先生家學を承奉して、學徳大に著る。尤も詩文に長ず。著はす所枕上集あり。賴山陽、長野豊山、龜田鵬齊諸名家、嘗々之を稱揚して措かず。林鶴梁の如きは、其文を賞し、特に人に

託して之を購ひ、常に愛讀せりと云ふ。天保六年七月歿す、年六十五。子介三郎竹齊と號し、父に繼ぎて儒官となれり。

本藩の儒學、那波魯堂を得て、正學の端を開きしが、久しからずして世を去り、網川之に繼き、尋いて淡州に徙れり。是の時に當りて、上は藩學の重きを擔ひ、下は帷下に群才を教育せしもの、實に先生を以つて巨擘とす。蓋し、魯堂の志は、網川によりて之を淡州に施し、先生によりて之を本藩に大成せり。且つ魯堂の德化は、多く藩學の子弟に止まりしと雖も、先生は遍く上下に及ひて、益を請ふもの日に堂に満てり。四十宮月浪、岡本晤室、答島桐蔭、佐藤香雪、岸栗里、武知道翁等、才俊門下に輩出し、或は出てゝ儒員どあり、或は退いて帷を垂れ、本藩の儒學、頓に隆盛の域に進みたるもの、實に先生教化の賜なり。本藩の儒官、前後其人に乏しからずと雖も、若し夫れ英才を養成したる一事に至りては、實に先生と鐵復堂とを以て最もす。

鐵 嘉 三

名は煥、字は子文、嘉三と稱す。初め芳溪と號し、後改めて渭洲、又高亭といひ、更に復堂と更む。世々、名東郡上佐那河内村の人なり。父某徙りて徳島に來り、藩に仕へて御掃除とあり、宮本氏を娶りて、四男子を生む。先生は其の第三子あり。人となり温雅樸實、幼より學を好む。初め、八木異所に從ひて句讀を受け、後、那波網川に學べり。藩儒増田衡亭の江都に祇役する時、先生隨ひて行き、遂に古賀精里の門に入り、居ること數年、其の學大に進む。時に加賀侯常に精里を延いて講を聽けり。精里事故あれば先生をして代り往かしむ。侯深く先生の學を慕ひ、用ひて儒員に列せんとす。先生之を父に謀らんと欲し、書を以て之を報し、命を待つこと數日、偶家書あり、父病あるを告ぐ。先生倉皇郷に歸

り、侍養怠らず。疾愈ゆるに及び、再び江都に之かんと欲す、父許さずして曰く、吾本汝をして、學に就かしめしは、聊か以て、我侯家に盡すことあらしめんためなり、然るに、何ぞ贊を他國に委せむとする。且吾既に老いたり、復汝の遠遊を欲せずと。乃ち決然志を絶つ。居ること幾もなく、聲譽隆然、遠近來り學ぶもの、日に門に滿つ、是に於て、家を常三島に移し、後下助任村大岡に、一廣宅を買ひて之に居り、塾舎を設け徒に授く。文政十三年十月、苗字帶刀を允され、賦役を免せらる。天保年間、姫路侯の徵に應し、播州に赴き、經を仁壽山に講すること一月餘、侯留めて儒官とあさんす。先生父の遺言を以て之を辭し、國に歸り悠然老を養ふ。天保十四年十一月七日、病を以て歿す、享年六十七。子坦、醫を以て家を承く。

先生學術精深、識見超卓、諸子百家の書、讀まさる所あし。然れども、固く父の教を守りて、志を仕途に絶ち、清苦自ら持し、一意英才

を育するを以て、終生の業とす。晩年貧甚しく、殆ど衣食を支ふこと能はず。或は薦めて、司讀たらしめんとす。先生應せず。盖し此時、柴野碧海名門を以て、藩學の要路に當る。先生其の下風に立つを欲せざるが故なりといふ。死する日、家に斂資なし。門人相集りて葬を營めりといふ。夫れ眇たる一寒儒を以て、其學德能く藩學の鉅匠と頽頑したるのみならず。從學の多きこと、寧ろ之を凌駕するの觀あり。門下濟々多士と稱す。其の尤も著はるもの、新居水竹、岩本贊庵、四十宮石田、阿部椋亭、豊岡荔墩等とす。特に贊庵は鐵門の高足弟子として、當時に重んせられたるが如き、水竹石田の儒員に抜擢せられて、藩學に貢獻したるが如き、一に之を先生陶冶の功に歸せざるべかうす。之を要するに、文政天保の際、上は碧海により、下は復堂により、本藩の教育に、一面を開きたる功績は、之を不朽に傳へて、餘榮ありと謂ふべし。

美馬援造

名は諧、字は和南。援造と稱す。初め三嶺と號し、更に君田と號す。後櫻水と改む。別に俳號を土佛と曰ふ。美馬郡重清村の人にして、家世々農を業とす。幼より隣村郡里村願勝寺に入り、佛弟子となり。浮屠氏を學び、好んで楞嚴維摩を讀み、喜みて史傳を研め、書畫和歌詩文等、一として通せざるもの無し。人と爲り、坦懷踈達、毫も城府を設けず。善く人と交り、一たび約せば必ず果す。人の過を見れば、胸襟を披きて、之を規戒して指かす。談忠臣孝子義僕節婦の事に及へば、流涕歎歎、人をして感動せしむるに至る。古今君臣順逆の事に及へば、切齒扼腕、己れ其事に與るものゝ如し。安政元年の秋、一朝感するところあり、縉流を脱して四方に遊び、豪傑の士を求めて之と交る。長門の高杉晋作、土佐の坂本龍馬と、最も親み好し。安政四年の冬、米艦浦賀に來るや、海

内驕擾、先帝深く之を憂ひ給ひ、廟堂騒然たり。先生専ら尊攘の説を唱へ、勤王の義士を鼓舞す。時に、讚岐琴陵は天領と稱し、一種の治外法權地にして、志士四方より輻輳するもの、其姿を隠匿して、嫌忌を避くるに便なるを以て、先生も亦この地に寓し、陋屋を賃りて筆硯に從事し、竊に天下の形勢を觀察せり。時に、此地に近き榎井村に、一快傑あり、日柳燕石と曰ふ。名は政章、字は士煥、長次郎と稱し、別號を柳東と曰ふ。幼にして神童と稱せられ、長して史に通し、詩文に巧にして、慷慨の氣あり。常に皇室の式微を嘆し、幕府の專横を惡む甚し。門下に教ふるに、國家の大義を以つてし、談國家のことに関せば、悲憤慷慨、人をして感奮措く能はざらしむ。居常磊落放逸にして、細行に拘々たらず。四方豪傑の志士と交り、詩酒豪蕩喜んて俠客博徒に親み、自から韜晦しと、窮に爲すあらんとす。先生是に於て、燕石と契り、延きて植田文郁等と往來し、與に皇運を振興せんとす。會、高杉晋作

此地に來り寓す。先生日夕過從し、互に心事を語る。幾もあくして、晋信文郁等國に飯る。慶應元年、幕府志士の爲す所を惡み、横暴を極めて壓抑に力む。先生憤慨して、晋作柱小五郎等と通し、將に事を發せんとす。遂に幕府の嫌疑に觸れ、燕石と共に縛せられ獄に下さる。在獄四年、具に苦楚を嘗めしも、侃諤の氣、少しも屈せず、文を作りて時弊を論難し、忠憤人を泣かしむ。明治元年、六師凱旋し、皇運維新に際して、先生獄を出づるを得たり。慨然として曰く、微賤の臣、聖朝の洪恩に浴し、青天白日の軀となり。是より賊を誅し、功績を樹て、以て天恩に報せんと、燕石と共に、劍を杖きて、京師に上らんとせしに、會疾に罹りて、遂に志を達するを得ず。爾後、羸弱自から爲すべからざるを知り、帷を琴陵に下して、生徒に教授す。其書を講するや、厲聲辯を飾るを須ねず、諄々として説き、聞くものをして、了解せしめて止む。感懷する毎に詩を賦す、豪健雄偉、自から一家を成せり。明治七年七

月、痼疾發して歿す。終に臨み、胸を拊ち大息して曰く、男兒尸を盛るに、馬革を以てせすして、徒に衽席の上に死す、寔に愧つべきありと。絶命の國詩一首を賦して瞑す、年六十三。

先生の如き、嘗て籍を官列に置かさりしと雖も、侃々諤々、野に在りて匪躬の誠を盡し、高邁の識、博聞の學を以て、當時憂國の士と共に、王事に盡瘁せんとして、遂に其志を達する能はさりしは、實に惜むへき哉。後朝廷其切を議し、從五位に叙す。故あるか。

福田林右衛門

名は愛信、林右衛門と稱し、峨山と號す。佐古村の人、辨次兵衛の子あり。寶曆八年を以て生る。家世々定普請たり。人と爲り温厚、幼より孝心に篤く、母に事へて一たびも其心に違ひたることあし。長じて柴野碧海に從ひて學ぶ。常に和歌謡曲を喜び、

公務の餘暇、近隣の兒童を集め、讀書算數、禮式和歌、謡曲等を教ふ。母嘗て乾癬を病む、百方醫療を加ふれども、癒はず。君之を憂ひ、日夜寢食に安せず。遂に神佛に禱らんとし、家を出でて、數日歸らず。家人大に驚き、人をして四方に索めしめたれども、竟に其居處を審にせず。君乃ち名西郡建治の瀧に詣り、水に浴し食を斷ち、神に禱ること七晝夜、以て母の病を治せんとす。若し、治すること能はざれば、身を以て代らんことを乞ふ。偶々家人其處を知り、人を遣りて、迎へしむ。身體衰弱して、面貌爲に一變す。既にして、母の病癒ぬたれども、君是より乾癬を患ひ、終身治せずといふ。母常に軍物語を好む。君、毎夜其側に侍して、且つ読み、且つ話る。母寢に就けば、則ち按摩をなし、數々衣帶を解かざることあり。此の如きこと多年、嘗て一日も怠らず。母又蚤を忌むこと甚し。夏時至れば、一巨籠を作り、之を天井より吊り下げ、母をして其中に寝臥せしめ、蚤の襲來を防けり。嘗て母を奉し

て、信濃善光寺に詣づ。長途連日、母の疲れんことを恐れ、毎に日傘をさしかけ、孝養至らざるあし、見るもの皆其志に感せりと。母七十歳の時、賀宴を張り、四方より詩歌文章を求めて、其壽を祝せしに、君の名を聞き、遠近より、壽詞を送り来るもの甚た多く、堂上搢紳の作、亦少からざりしといふ。篤行官に聞ひ、特に拔擢せられて、小奉行格となる。人以て孝道の報ありとし、嘆々傳へて之を榮とせり。藩制定誓請は長柄と稱し、三人扶持五石を賜ひ、舊三好氏の家臣たりしをもて、特殊の功あるものにあらざれば、士格に昇進するを許さず。君の昇格は、實に異數に出づと謂ふべし。君たゞ孝を以て、自ら致めたるのみならず、寛文以來、孝子節婦義僕の行事を蒐め、之を世に傳へて、人に及ばさんとし、阿淡孝子傳前後十巻を撰せり。前編三巻は、當時既に故人に屬せるものにして、郡宰等より、官府に聞達せる孝子貞女の行狀を基礎とし、之に自ら見聞せるところを増補し、五十四人を收めたり。

前編成るや、藩主之を聞き、深く其志を賞し、遂に資を賜ひ、増田某をして、梓に鏤せしめ、普く藩内に頒ちて、其徳他に浴せしめたりき。後編は、當時現存せる人々の行實を集め、七巻となし、百十三人を載す。編次の序、資富尊卑に拘はらず、市井田野に至るまで班列位次を擇はず、年月の前後に隨ひて之を傳し、一切世祿の士を載せず。其意に謂らく、憚る所あるを以てありと。然れども、士人の行實は、自ら世に傳はり易し、市井の細民に至りては、傳聞遺漏の恐、少しとせざる故なるべし。両編ともに、國文を以て敍し、平易にして修飾の語なく、兒童婦人と雖も、一讀了解し易からしめ、且處々圖繪を挿みて、感奮の機を與へたるなり、風教を裨益するに於て、努めたりと謂ふべし。文化八年十二月、前編成り、文政三年二月、梓に上せり。後編尋いで成りしが、未だ世に出さず。君齡已に米壽に近きを以て、早く上梓せんとの志なりしが、天保十四年九月、終に歿しぬ。幾あらずして、義子勝之進、亦世を去り

しかば、同僚立石信義、正木弘積、其他同志の人と謀り、前編の圖繪は、位田渭川の筆になれるを以つて、其嗣子渭川をして描寫せしめ、之を板に刻したり。藩主、爲に資を給して之を助けしを以て、海隅僻陬に至るまで、普く頒布することを得たり。君又、慈善の心に深く、毎年彼岸に至れば、四國巡禮者に金錢物品を恤み「施行」と稱して、自ら樂しみとせり。又、年々一度、蛤一荷を購ひ來りて、之を新町橋より河中に投するを例とせり。其意、或は放生にあらべしと雖も、繁殖の微意たるもの、亦知るべからず。

凡そ篤行の士、古今其人に乏しからず。實に君の如きは、延きて之を人に及ぼし、風教を裨補せしこと、世多く其類を見す。殊に其著孝子傳は、嘗て、小學校修身教科用書として、廣く、縣内學校に採用せられしことありといふ。

高 良 齋

名は淡、字は清、良齋と稱し、輝淵と號す。本姓山崎氏、藩の中老、和泉名は政統の孫なり。父は好直と曰ひ、伊藏と稱す。先生寛政十一年五月、助任村に生る。時に眼科醫高錦國、術を以て名あり。山崎氏病あれば、必ず請うて診せしむ。是をもて、最も親昵なり。錦國は本播磨の人、明石侯の侍醫高甫策の季子なり。阿波に來り市居して仕へす。適々嗣子あきをもて、百方先生を乞ひ、遂に養ひて子となす。故に今姓を冒す。先生年甫めて十三、書を讀みて大義を知る。旁ら、本草家乾純水に就きて、本草學を修め、暇あれば輒ち父に侍して、眼疾の疑義を質す。或は、時に魚睛を刺して針を試む。文化十四年年十九、自から奮つて曰く、家學精しと雖も、泰西の新説を兼ね修むるにあらずんば、豈其全を得んやど。時に藩内醫家、嘗々として論辯するところは、皆漢方のみ。

嘗て西洋新進の學理を講究するものあし。先生父に請うて曰く、阿爺健在なり、日夕侍養を必とせず、今日にして三年の日子を賜り、天下の名匠鴻學に就きて、其志す所をなさば、家名を揚げむこと期すべきなりと。父大に其志を壯とし、先生をして其意を達せしむ。是に於て、十月、遂に長崎に遊び、獨乙の大醫、シーポルトに就きて學ぶ。シーポルトは、學博く術巧にして、凡金石草木の學に至るまで、該通せざるなく、特に瘍科眼科に邃し。先生欽仰畏服、寢食を忘れて、勤苦すること八年、業大に進む。同門弟數百人あり。先生高野長英、小關三英、幡崎鼎戸塚靜海、竹内玄同、伊藤玄朴等と深く交を結び、共に高足の門弟として、畏敬せられたり。

文政九年、シーポルト幕府に謁するに及び、先生從ひて江戸に赴く。翌年長崎に歸り、益研鑽に致む。此時、先生別に一室を僦りて術を試む。夜は翻譯を事とし、雞鳴寝につく。シーポルト、深

く其能を愛し大成を期せり。嘗て、先生に書を贈りて曰く、良齋予に從ふ多年、夙夜孜々として倦まず、善く醫術理科諸書に通ず。其學を嗜むも、亦常倫に超絶す。眞に有爲の士と謂つべし。今日より後、歲々醫書を遺り、汝をして譯述せしめ、日本國に裨益せしめん。此書豫め以て約となさんと。是より先、シーポルトの東観せしとき、大阪にて、偶日本輿地圖を得たり。甚だ之を愛賞す。一晝工あり、長崎官吏に讒して、我國情を探知するものなりと告げしかば、文政十一年十一月、シーポルト遂に出島に幽閉せられ、貯ふところの圖籍刀劍の類、悉く沒收せられ、連坐して獄に投せらるゝもの三十三人。先生も亦與りて獄中に在り。幽憤禁する能はず、炭を磨して墨とあし、木を噛んで筆とし、中心憂憤、悉く之を茅紙に錄し、其冤を白す。獄吏見て大に懼れ、以爲く、血書涙筆も此に及ばじと。後數日にして、臺吏、先生及同門弟數人を召して鞠問す。先生、縷述陳辯、意氣激然たり。有司理屈し、翌

日、吏及び畫工を捕へ獄に下す。シーボルト爲めに罪を免せられ、先生も亦尋きて獄を出づることを得たり。實に文政十二年六月二十三日なり。九月、幕府シーボルトを本國に逐還す。是に於て、先生國に歸り、専ら蘭學を講究し、兼ねて鍊術の技に精しきを以て、門生に教授す。是よりして、藩内好學の士、洋書を翻讀し、泰西の新知識を修むるの風漸く盛となれり。然れど漢方醫と呼びしもの、依然舊習に浸染し、洋學を屑とせざるものあり。先生爲めに大に其志を伸ふることを得ず。遂に天保七年秋家を挈げて大阪に出で、北久太郎町に橋居す。時に天下大に餓ゑ會、大鹽の亂あり。四民深く困憊に陥る。未だ三年ならざるに、先生の術大に行はれ、名聲日に高く、遠近來り學ふもの甚た多し。十二年、明石侯の眼疾を療す。ろの功によりて、特に金裝の刀を賜はる。後、同藩の醫員に聘せらる。弘化三年九月十三日、忽ち暴疾を發す。家人門生、惶遽藥餌を進むれども聽かず。自から

血脉を截りて曰く、嗚呼、天我に年を假さず、父師の恩義を全うせざらしむと。言未だ畢らざるに、鼻息殷々として、聲氣意に絶ゆ。享年四十有八。

先生人ど爲り、風貌端秀、眼光清澈にして、之を望むに凜然たり。性廉介にして、識見あり、流俗に阿るを好まず。大阪に在る時、富豪鹿島鴻池の徒、其勢を負み、強いて家醫とあさんとす。先生怒つて曰く、富兒何ぞ眼なきの甚しき、痔を吮ひ、癰を舐るは、我其人あらずと、遂に應せざりき。平常交游するところ、緒方洪庵、篠崎畏堂の外、寥々として聞くところあし。一夕、白氣天に横はる。巻議紛然、以爲く、兵禍の兆なりと。先生笑ひて曰く、天下、飽食煖衣、海防の警むべきを知らず、他日夷艦の來るあらば、戰慄して走るの黨のみと。當時、其言を以つて迂ありとなしゝに、癸丑の年に至りて、浦賀の變あり、人、始めて其先見に服せりと云ふ。先生の醫術に於ける、精詣熟練、一たび刀を執りて臨めば、肉を割き、骨

を削る、瞬忽の間に之を了す、技神に入るの妙あり。先生門人を教授する、治験を先にして、議論を後にする。暇あれば、諸生を伴ひて近郊を散策し、路傍の一草一樹、一一之を採観して、其品質効用を論じ、互に發明するところあらしむ。又海舶の珍草異卉を齎すものあれば、多方之を購求し、栽培して見聞を廣むるに資せり。先生の後學を導く、親切叮嚀なりと謂つべきなり。長崎に在るや、シーボルト將に國に歸らんとす。會一女子あり、館妓の生むところなり。之を先生に託し、鞠養の事を以てす。先生累年の鴻恩に報ゆるを誓ひ、之を視る已か子の如くし、識るところの家に託して、其寒燠を視せしめ、稍長するを俟ちて、產科の學を修めしめ、以て生計を營ましむ。後、備前岡山に在りて、女醫を以て一家を成ししと云ふ。其義に酬ゆる篤しと謂つべし。

先生著譯するところの書甚だ多し。西醫新書、内科捷徑、外科精義、西說外科必讀、銀海秘錄、藥品撮要、飲食要訣、醫則、女科精選、眼科

便用、藥能識、蘭藥誤用辨、驅蟲要方、合せて七十九卷、皆世に行はる。雜著譯稿、未だ考定を経ざるもの、五六十卷に下らずと云ふ。先生嗣子を銳一と云ひ、雲外と號す。學漢洋を兼ね、藩の蘭學教授に任せられ、尋ぎて儒員となる。明治五年、太政官左院二等書記となり、後諸官に歴任せり。孫於菟三、亦洋學に精し。今現に、廣島縣吳中學校教諭たり。

先生は、實に我藩洋學洋醫の泰斗にして、藩内、未だ泰西の新技術に心を注がざるの時に當り、其造詣せる學理を實際に運用し、旁ら後進の子弟をして、其矜式するところを得しめたる等、濟生利民の功德、深切著明なりと謂つべきあり。先生と前後して、小原春造あり。本草の學に精しく、藩醫として致しゝの功勳からず。高畠耕齋あり。又洋學洋醫を以て名をなせり。此間に立ちて先生は、即ち荒蕪の原野を開墾し、種子を播し、雜草を芟取して收穫の秋を俟つものゝ如し。培養灌漑の功、先生によりて、全うせ

られたりと謂つべし。

三〇

高畠耕齋

名は道隆、初め深齋と稱せり。一日藩公曰く、汝の姓高畠あり、宜しく名つくるに耕を以てすべしと。因て耕齋と改めしと云ふ。父は深造と稱し、藩の侍醫たり。先生文化十年十一月、徳島佐古村に生る。初め父の學を祖述し、蘭學を修め、西洋醫術を學ぶ。天保五年十二月、笈を負ひて、京都に遊び、藤森泰輔、小森宗二等に師事す。翌年大阪に出で、蘭學の泰斗たる緒方洪庵に學ぶ。幾もなくして、洪庵の居を長崎に移すにあたり、先生隨ひて長崎に到り、其家に寓し、孜々黽勉大に得る所あり。九年四月、徳島に歸る。藩公に召されて、蘭書ヤンチーヘンチーの序文を進講し、公の親しく海外の事情を諮詢せらるゝに當り、先生詳に其強弱の

形勢、文化の進運を陳述し、嘉賞せられたり。十年七月、父深造故ありて職を退くに及び、藩公内意を先生に下し、其志を勵ませしと云ふ。其文に曰く、伴耕齋儀、醫術蘭學等心懸宜しく、先達て、長崎表へ罷越、修行方出精致し罷在候。依之、尙又、厚く心懸出精致し候様云々と。以て、藩公の意を先生に致しし、深きを察すべきあり。先生是に於て直に郷を去り、再び大阪に遊び、研鑽造詣、頗る深し。天保十三年七月、父の喪に遭ひ、家に歸り、終に其業を襄ぐ。嘉永四年七月、藩醫に抜擢採用せられ、尋きで、醫師學問所蘭學教授兼肝煎に任せられ、翰躬盡瘁、後進の誘導提撕に致む。安政元年、前川村に一邸を賜はる。六年二月、藩公に扈從して江戸に祇役す。其歸途卒然病んで、駿河島田驛に客死す。時に安政六年五月あり。年四十七。門人之を荼毘に付し、遺骨を奉して國に歸る。先生弟あり、五郎と稱し、道憲と曰ふ。久しく江戸に遊び、亦洋學を以つて名あり。幕府に事へ、蘭學三大家の一人と

して數へらきたりき。著驛書數種あり。先生嗣子保三郎、亦英學に精し。今現に熊本濟々中學校教諭たり。

先生の蘭學に於ける高良齋と共に、我藩の鼻祖にして、其啓沃せしところ大ありと謂つべく、小原春造によりて、經營せらきたる醫師學問所を監督して、後進の爲めに、誘導輔翼の績を奏せしは、其遺徳偉ありと稱すべきなり。一家其學を奉し、猶、今日に至るまで、育英の業に從ふ、先生の化遠に達せりと謂ふべし。

小原春造

名は就正、初の名は俊悅、春造は其通稱あり。藩老長谷川越前の家臣、澤玄住の第二子あり。世々板野郡西貞方村に住す。父玄住、長谷川家に暇を乞ひ、京都に出で、一家をあさんと欲し、堀元厚

の門に遊び、醫學を修む。業成りて生徒を教授す。既にして法橋に叙せらる。是に於て、家格を購ひ、苗字を小原と改めたり。玄住病んで歿し、嗣子左近、家業を襲ぎしも、文政十年六月、歿し子あきを以て、他家より養嗣し、醫業を廢して、京都に居住す。是より先、先生別に一家を構へ、父の業を襲き、當時有名なる本草家、小野蘭山の門に遊び、専ら本草の學を研鑽す。業就るに及びて、諸國を歷遊し、本草を調査し、旁ら生徒を教授す。時に、本藩主治昭公、學を好み、諸儒を招聘して、學政を振起す。深く藩内醫術の拙劣を憂ひ、寛政七年七月、先生を京都より聘致して、二十人扶持を給し、居宅を賜ひて、學問所となし、百般の醫書及び本草綱目等の諸書を講じ、本藩醫生をして、専ら醫術を磨勵せしむ。當時、學校の設備、日猶淺くして、教授其人に乏しく、生徒も亦甚だ多からざりしかば、文化四年、安宅村天文台構地に、校舎を移せり。是より、生徒、日に月に其數を増加するに至れり。校内に藥圃を作り、數

百種の薬草を栽培して、救濟の法を講せり。此間阿波淡路両國產物、並に、薬品調査方を命ぜらる。物產方役所設置せらるゝに及び、先生之を監督せり。屢々、其功勞を賞せられ、藩公より物を賜はる。文化二年三月、本草學取調の爲め、京都に、同四年三月、讃岐に、同八年二月、紀伊大和諸國に巡視を命ぜらる。歸國後、再び大和紀伊を経て、大阪に出で、取調の事を命ぜらる。文政三年六月、阿淡両國產物志編纂を命ぜらる。同年九月、藩命によりて、土佐に赴き、薬草を調査し、同十月國に歸る。翌月病んで歿す。產物志、卒に其業を了ふる能はざりき。

先生本草の學を以つて本藩に仕へ、諸國を巡遊して、其蘊奥を極め、之を人生救濟の要務に施す。其功績偉なりと謂つべし。先生監せしところの醫師學問所は天保十四年、藩公の獎勵保護によりて、校舎を堀裏に築きて之に充つ。嘉永四年、高畠耕齋等、入りて西洋醫術を講じ、且蘭學を盛にせしかば、學問所の面目大に

改り、後の醫學校の隆盛を見るに至れり。是れ以つて、先生の功と名ど、共に永く傳ふるに足るべきなり。

小出長十郎

名は兼政、字は修喜、父を利兵衛といふ。藩の代官手代たり。先生、寛政九年八月を以て、徳島紙藏丁に生る。幼より穎悟、九歳にして算數に志し、師に就き學ふこと、六日にして八算見一の法を知る。文化十四年、江戸邸吏恒川徳高、國に歸る。徳高は宮城流算法を以て名あり。先生其門に入り、二年にして、抜大に進み、印可皆傳を受く、時に年二十七あり。是に於て、四方に遊學せむと欲し、遂に、職を辭して江戸に出で、日下貞八郎の門に學ぶ。貞八は關流の宗統を繼ぎ、名聲尤も高し。其の徒の名士、長谷川善左

衛門、和田圓象、内田彌太郎等あり、先生其の上班を占む。毛利甲斐守三十人扶持を給して其の教を乞ふ。因州侯及び、松本藩主の如き、亦其門に入る。先生江戸に在ること十有五年、遂に宮城最上、和田諸流の蘊奥を究め、名聲益々高し。因州侯三百石を以て聘せんと欲し徳島藩に謀る。藩應せず。天保八年三月、御番人に擧けられ、後徒士である。先生の江戸にあるや、芝増上寺の僧普門といふもの、暦學に長するを聞き、之に師事すること久しう、頗る暦學に通す。當時、官暦は暦象考成を基とし、別に、消長法と名くる法によりて諸數を増減し、以て之を定め、司天臺極秘とあせり。先生其の法を知らざるを恨とす。然れども、司天家に非ざれば、之を知るに由なきを以て、乃ち土御門家の門に入り、研究すること數年、師範代に擧げられ、遂に其法を授けらる。之によりて、丁酉元暦十六卷を著し之を獻す。陰陽頭從二位深く之を賞し、同家秘書の列に加へ、准學頭に進めらる。此より、實地天

象の觀測を企て、之を暦面に比較對照するに、官暦に一刻の差あるを發見し、消長法の用ゐるに足らざるを覺りて、釐正せんと欲し、眠食を忘るゝに至る。是より先、幕府譯官に命し、蘭書ラランデ暦を翻譯し、之を五星新考暦書と名け、將に成らんとす。先生之を聞き、幕府の司天生滋川氏に就きて、其の傳授を乞ふ、許されず。乃ち原本によりて、自ら翻譯せんことを乞ひ、之を許さる。天保十年八月、日帶食あり、實象大に暦面に違ふ。此時、先生江戸にあり、其の自ら推歩せるもの、悉く天象と密合するを以て、翌年正月の日食及び二月の月食を推歩し、之を證とし、官暦の誤差を論せる小冊子を著し、藩老公に乞うて、之を幕府に上らんとす、許されず。先生、切に之を乞うて止まず。老公尙之を疑ふ。先生死を以て之を誓ふ。因て江戸留守居立花某を以て、老中水野越前守に上らしむ。越前守之を嘉し、翌年正月、特に褒詞を賜ふ。會、二月月食あり。此夜、藩主家臣十二人に命じ、先生と共に、鍛冶

橋内の邸にて、其の實象を検せしめしに、官曆の時刻に至るも、果して食せず、先生の推歩せるもの悉く符合せり。初め、先生死を以て誓ひ推歩せしこと、實地に符合せざれば、藩主また假す能はず、故を以て、臨檢の諸士皆之を危む。其の違はざるに及びて、衆皆聲を揚げて、之を賀せり。是より先生の名一藩に喧し。天保十三年改曆あり。九月勅使土御門の邸に臨み、改曆全部及び、之に關する書類を下し賜ふ。先生先に幕府に上れるもの亦此内ありといふ。改曆の命あるや、先生、また新曆を研究せんと欲し、之が傳授を乞ふ。故ありて許されず。先生遂に意を決して、ランデ星曆書を翻譯せんと欲す。然れども、當時、舶載の書、甚だ稀にして、官府の書庫の外、天下また此書あるを聞かず。藩の老公先生の志を嘉し、家臣に命じて、之を搜索せしむ。後八年を、經嘉永二年に至り、其の書の長崎にあるを告ぐるものあり。乃ち、先生に資して、之を購はしめ、藩醫高畠耕齋に命じて、其の翻譯を

助けしむ。是に於て、先生宿望の成るを喜び、養子由岐左衛門に命して、耕齋と與に、翻譯に従事せしめ、日夜相繼ぎ、二年餘にして、始めて成る。是により、推歩し復新曆の傳授を乞はず。其の自ら發明する所の書を司天臺に上れり。初め、先生の瀧川氏にランデ曆書を翻譯せんことを請ふや、瀧川窈に人に語りて曰く、此業、固より難事にして、一私人の企て及ぶ所にあらず、且つ、貧賤淺學の者、何ぞ能く其の望を達するを得んや、狂に非ずんば愚なりと。蓋し幕府の此書を譯せしむるや、之に従事するも、多く十餘年を経て其の事を了す。然るに先生は、單獨にして其の志を達せり。晩年、土御門家の職を辭し、養子由岐左衛門を薦めて、之に代らしむ。慶應元年八月病で沒す。年六十九。

先生星曆算數の學を以て、名を海内に馳せ、終に能く諸家の長を採りて、小出流を創め、子弟を教養するもの頗る多し。其の尤も著はるゝもの、大阪に福田理軒、福田美濃、武田正之進、安達嚴あり。

京都に加藤政助、樋口貞八郎あり。仙臺に佐藤直之助あり。而して、本藩には山本柳齋、北野由岐左衛門、有井範平、阿部有清等あり。著はす所の書頗る多し。就中、新暦法殊に世に稱せらる。子あり周三郎といふ。藩主、其の業を繼ぐ能はざるを以て、門人北野由岐左衛門をして、其の後を嗣かしむ。

蜂須賀蓬庵公略傳

京都に加藤政助、樋口貞八郎あり。仙臺に佐藤直之助あり。而して、本藩には山本柳齋、北野由岐左衛門、有井範平、阿部有清等あり。著はす所の書頗る多し。就中、新暦法殊に世に稱せらる。子あり周三郎といふ。藩主、其の業を繼ぐ能はざるを以て、門人北野由岐左衛門をして、其の後を嗣かしむ。

蜂須賀蓬庵公略傳

峰須賀蓬庵公略傳

公諱は家政、小字は小六、贈從四位下修理亮正勝の長子なり。

永祿元年戊午を以て、尾張海東郡蜂須賀村に生る。母は益田氏幼にして織田右府に事ふ。年十三、姉川の役に従うて功あり。又大坂一向僧徒を伐ち、敵を右府の馬前に斬る。右府歎稱して祿百五十石を賜ふ。天正三年長篠の戦に、公秀吉の麾下にあり、力戦して敵首を獲たり。七年父正勝とともに、秀吉に従うて、別所長治を三木城に攻め、翌年又従うて、播磨に入り、宇野政龍を廣瀬に伐つ。九年十月、吉川元春伯耆に入り、南條元繼を羽衣石城に圍むや、公、秀吉に従うて赴き援ひ殊功あり。依つて祿を加賜せらる。十年六月、右府明智光秀に弑せらる。秀吉爲に光秀を討す。公、先鋒となり山崎に戦ふ。翌年、賤岳の役第九軍に將として功あり、秀吉其勇を激賞す。十二年、秀吉紀伊の土寇を征し、

中村一氏をして岸和田城を守らしむるや、賊蜂起して城に迫る。公一氏を援けて、賊と戦ひ、終に之に克てり。秀吉其功を賞し、播磨佐用郡地三千石を賜ふ。後、秀吉長曾我部元親を討するとき、公諸將と讚岐に赴き、遂に阿波に入り、一宮脇諸城を下す。元親降を乞ふ。秀吉、乃ち公を阿波に封し、十七万五千七百石を食ましむ。實に天正十三年六月なり。公尋いで國に就き、一宮城に居る。秀吉命じて、渭山城に移らしむ。渭山はとど長曾我部氏の属城あり。秀吉、其規模狭隘なるを以て、更に新に城を築かしめ、隣國に課して、役を助けしむ。公、林能勝、武市信昆をして経画をなさしむ。城成りて徙り、名を徳島と改む。十四年正月、従五位下に叙せられ、阿波守に任せらる。十五年、秀吉島津義久を討つ。公、黒田孝高と軍監とあり、六千人を率ゐて、豊後に入り、進みて日向に入り、高鍋城を攻む。十八年、秀吉また北條氏を征す。公、蒲生、加藤等の諸将と、織田信雄に属して、葦山城を攻めて之を

下せり。元祿元年、朝鮮の役興るや、公第五軍に將とあり、七千餘人を率ゐ、海に航し、諸將と熊川を略取し、忠州に至り、進みて都城を攻む。國王李啞、城を棄てゝ遁る。翌年和成り、公、國に歸る。三年三月、秀吉公に命して、封内の戸籍を檢せしめ、見戸を以て定めて本貫とす。慶長二年、朝鮮和敗れ、秀吉再び軍を出せり。公、生駒、脇坂等と、第七軍に將とあり、昌原に屯し、進みて南原城を圍み、遂に之を抜く。加藤清正等の蔚山に圍るゝや、公、諸將と赴きて、之を援ひ、明兵を擊ちて、大に之を破り、明將をして圍を解きて去らしむ。三年五月、秀吉諸將に命じ、役を罷め歸らしむ。公、乃ち歸る。是より先、公、事を以て、石田三成と善からず、朝鮮の役より赴かず、直ちに本國に歸りて、城西大安寺に屏居す。秀吉病に罹るに及び、公を召して、大阪に至らしむ。八月秀吉薨キ。十二月、公國に歸り外征の功を賞す。秀吉薨じてより、徳川氏の權漸

く盛あり。三成之を忌み密に家康を除かんことを圖り、秀頼の命と稱し、數々公を招きしも、其人と爲りを惡み、之に應せず。故を以て、國除かれ、大阪の邸もまた奪はる。公去りて、和泉に至り、立安道通の家に寓し、遂に、髪を剃りて、蓬庵と号し、微服して、高野山光明院に入る。時に五年九月なり。豊臣氏の使者、小川越前等來りて、徳島城を收む。留守山田織部佐等、太夫人益田氏を護して、富岡に從れり。關ヶ原の一戦、天下の權、徳川氏に歸するや、公父子の功を以て、阿波を至鎮に賜ふ。公尋いで國に歸る。六年、公、中田の別館を修め、徒りて老を告げ、至鎮後を襲ふ。然れども、國內の大事、猶公の志によりて決せり。十九年、大坂の役興るや、公、徳川氏に屬し、馳せて江戸に赴く、至鎮兵を率ゐて、穢多崎、博労淵の諸砦を攻めて、之を抜き殊勳あり。既にして、和成り兵を罷む。幾もなくして、和また敗れ、家康、秀忠を率ゐひ之を伐つ。至鎮、兵に將として、大坂に會し、公京師に至り、家康父子に謁す。

是の役、至鎮殊功ありたるを以て、淡路を加封せらる。時に元和元年五月あり。六年二月、至鎮卒し、子忠英封を襲ふ幕府、其年尙幼なるを以て、公をして後見たらしむ。後、將軍家光の京師に朝するや、公もまた從うて入朝す。其後、數々將軍に扈從して、京都に朝せり。寛永十五年十二月晦、公病を以て、西城に卒す、年八十一。法諡を瑞雲院殿蓬庵常仙大居士といひ、興源寺に葬る。公、二男四女あり、長は即ち至鎮なり。次を右衛門正慶といふ。八歳にして僧となり、後、還俗して將軍秀忠に仕ふ。女一は前田利勝に適き、一は池田由之に適き、一は井伊直孝に適き、一は松平忠光に適けり。文化三年、貞遷公治昭廟を富田眉山の麓に建て、公を祀る。國瑞彦神社、即ち是なり。

初め、公の封に就くや、國內屢兵亂を経て、人猶反側を懷けり、山間僻陬の地、土豪の割據せるもの、往々、險を負みて服せず。仁宇谷、祖谷の兵尤も強暴なり。公先づ、梶浦與四郎を仁宇谷に、兼松

總右衛門を祖谷に遣り、並に、之を招き降さしめしが、皆殺さる。乃ち、更に山田宗重に命じて、仁宇谷を攻めしめ、樋口正長に命じて、祖谷を伐たしむ。祖谷の豪族喜多源内、松家長太夫、素より、心を我に歸せしかば、其をして賊徒を説き降さしむ。宗重も亦、仁宇谷の兵を擊破し、國內始めて平定せり。是に於て、家士を分ち、諸城を守らしめ、樋口正長、長谷川直安を擧げて、仕置となし、政務を掌らしむ。公政を施すや、一に、細川三好氏の舊に因り、特に其の弊を除き、撫循を務め、至鎮忠英二公を啓導して、民力を休養し、戸口を検し、産業を興し、國法七箇條を作りて、民をして依る所を知らしめしより、人心始めて、堵に安んせり。

茲に、公が心を殖産興業に注がれたる一斑を擧けば、公は、舊領播磨より藍種を移して、名東、名西、板野、麻植四郡、吉野川沿岸の一帶田圃に栽培せしめたりしに、其地性適應せし爲め、蕃殖宜しきを得、品質、原產地に勝れるものを生するに至れり。是より、北方

各郡は、之を以て生業とし、世々の藩主も、亦、保護獎勵を加へて、之を尋常商人視せず、其下知支配の如きは、藩主の直轄とあし、藍方役場を設け、奉行を置き、之を監査せしめたり。されば、阿波藍の名、全國至る所に喧しく、國益を計る最上の物産とされり。而して播磨藍の名、爲めに壓倒せられて、世人また之を説くものあきに至れり。現今、洋藍の輸入の影響を受け、產額を減せしと雖も、猶特有產物たるの聲價を失はず。

公は、又、四國の地食鹽に乏しく、天候不順にして、雨量多ければ、國民忽ちろの缺乏を訴ふるを慮り、板野郡撫養近傍の地理を察し、鹽田を築きて、此憂を除き、民の繁榮を圖り、以て國利を興さんとし、撫養林崎の城代、益田内膳に命じて、播磨の人馬居七郎兵衛大谷五郎右衛門の両名を招かしめ、夷山の麓にて、地理を察せしめ、鹽田を開創せしめたり。時に慶長四年三月なり。始めて鍬を入れしより、此地を鍬島と稱し、今呼んで桑島と謂ふ。二人、其

地理の深く鹽業に適するを説き、益其業を隆盛ならしめんと欲し、國內遊手無産の徒を招き、又は、近國より多く人を招き集め、荒蕪を開拓せしめ、鹽田となす。

嘗て、馬居大谷等、鹽租十五貫文を献したるとき、公歡喜して、之を床上に奉し、跪きて之を拜す。侍臣、旁に嗤笑するものあり。公顧みて戒めて曰く、汝等余を以つて、貪慾錢貨を喜ぶとなすことを勿れ、是れ、吾藩民の一日も缺ぐべからざるもの、他日我藩をして、富賤ならしむるものは、必ずこのものなるべし、汝等の智慮、未だこゝに及ばじと。爾後、藩内鹽租を蓄へて、之を重寶金と稱し、以て軍備に充てしは、蓋し、公より出でたるなり。後、封を至鎮に譲りしと雖も、益々心を鹽業の事に用ひ、開創を企てられたり。終に、大濟田、中濟田、大黒崎、小黒崎の四組鹽田成り、馬居大谷を以て、四組の里正とあせり。是れ、十貳箇村の始めなり。慶長十年十二月、藩主至鎮撫養に赴き、濟田山より新開の田畠及び鹽田を

視察し、馬居大谷を親しく引見して、深く保護獎勵を加へられたる。其の時、至鎮は親筆にて、左の定書を下されたり。

定

一、板東郡才田邑、新開田は六斗代、畠は三斗代、但此請可爲三ツ事。

二、此荒地、後々年迄、可爲藏入事。

一、右之荒地へ、罷出百姓有之者、諸役可爲免許事。

右所定置如件。

慶長十年十二月四日

豊 雄

才田は今日の齋田にして、古くはかく書きしが如し、一本濟田に作れるもあり。これ、財寶の意を表はせるものか。此地、往昔より此名ありしと覺しく後嵯峨天皇仁治四年、僧道範南海流浪記、二月二十日の條に、

ふくらを立ちて、阿波の戸を渡りて、佐伊田に下る、海路三

と見えたり。ろの名の古きを知るべし。慶長十二年に至りて、
鹽田七箇所とある。元和元年、至鎮淡路を加封せられてより、淡
路其他の國民、鹽田に移り来るもの尠からず。後、國法二十三箇
條を發布するに及びて、稍々他國人の移住を検束するに至れり。
是より鹽田年々開け、寛永二十年には、十箇村ありしを、正保元年
十二月に至りて、更に拾貳箇村となれり。即ち、今日の撫養鹽田
なり。其製出するところの鹽は、毫も播州赤穂産に譲らす。元
和八年、益田飛彈守の定書と云ふものあり、以て當時の狀況を知
るべきなり。

定

一、才田鹽屋中、出入於有之ハ其、村々政所年寄隨分下ニテ、
相濟セ可申候。若不事濟候ハ、三郎兵衛江可申聞候。
其上ニ而茂不事濟候ハ、我等ニ可申候。何事ニヨラズ、

或内縁、或外人ヲ頼候而致取沙汰儀、堅無用之事

一、何方ニ成共、濱ニ可成處見立候者、御爲ニ候條、早々我等
ニ可申聞候。以別人傳ル儀無用之事。

一、新濱誰ニテモ境目ヲサシ、鍔目ヲ仕販置候共、其者捨置
候而遲々仕候者、誰ニヨラズ、當分普請可仕申者ニ、遣可
申事。

一、鹽屋中、少ニテモ新濱ヲ仕隱置、後日ニ聞付候者、其濱者
公儀エ被召上、本人之儀ハ不申及、政所ヲモ曲事ニ可申付
事。

一、他國之者相抱候共、能念ヲ入、究ヲ仕、請人ヲ立抱可申候
ムザト抱候而出入仕間敷事。

一、於才田中、往來人、其外イカ様之者ニテモ、不審成者來候
者、一夜ノ宿ヲカシ候共、能穿鑿ヲイタシ尤ニ候。曲事人
ノ宿ヲ仕ルモノ又ハ、取持候者、タトヒ、ダバカラレ候上ニ

テモ、如御法度、不可遁其科候。然上ハ、カネタ、キ、クスシ
ナドノヤウナルモノチモ、ムサト仕タル者ハ、處々足ヲタ
メサセ候儀、無用ニ候ヨク、念ヲ入、穿鑿仕其上ニテ所
ニモ置可申事。

一、其所々ニ在付有之者、隱居ノ者ニヨラズ、他領之儀ハ不
及申、才田ノ内ニテモ我等ニ不申聞、住處立退、他處ヘ罷越
儀、堅有之間敷候、我等承届上ニテ隨其可申付事。

一、於所、或不届族ヲ申者、或處ノタメニ、不可然者有之者、セ
ンサクイタン、我等ニ可申聞事。

一、村役ノ人目、諸百姓中ヘ割符仕割、小百姓ニ、毛頭打増仕
間敷候。万事、政所覺悟トシテ、恣ニ仕儀、曲事ニ候。頭百
姓ト致相談、念ヲ入可申事。

一、爲政所覺悟、百姓共ニ聊非分申懸間敷候。万事ニ付、小
百姓手前ライタハリ候テ、堪忍罷成様ニ仕儀、專一御爲ニ

テ候條、常ニ可得其意事。

一、走リ人家屋敷並ニ、濱田地之儀下トシテ、ムサト仕儀有
之間敷候。我等ニ可申聞候。其上ニテ有様ニ可申付事。

一、於才田中、勸進舞、クハソシソ能其外左様之類、並所ノツ
イエニ罷成遊山ガマシキ儀、堅令停止事。

一、政所百姓ニヨラズ、公儀之御用、其外ニモ、三郎兵衛申付
通無承引理不盡ニ申者候ハ、當座ニ擱置候歟、又ハ、籠舍
申付其旨ヲ我等ニ可申聞候事。

右條々、無違背様ニ常ニ相守、一ヶ月ニ一度宛、村切ニ政所年
寄百姓寄合候而、條數之趣、可遂穿鑿者也。

元和八年四月十六日

益田飛彈守正長判

此等を以て、如何に藩主の、世々心を盤業に注ぎしかを觀るに足
るべし

元和六年、名東郡に盤田を開く。實に財田に後るゝこと二十

二年なり。南齋田と稱し、其產鹽は藩主の御手鹽と號したり。寛永年間、新濱を創め、爾後、山城屋、末廣新田の諸鹽田を見るに至れり。是より先、天文十六年、東條出羽尉光秀と云ふもの、桑野傍内橋浦に居住す。其頃、橋浦は入海にて、附近人家なかりしを、出羽尉人民を集め、沙干潟又は谷々を田地に開拓せしめ、世々漁獵に熟練なるものを招き、善く撫育せしかば、橋浦次第に繁盛に赴けり。天正十三年公、阿波を領するに及び、出羽尉を以て、橋浦政所役とす。後、征韓の役、大阪の役、島原の役、其子孫毎に軍に従ひ船手の役を勤めたりし功によりて、延寶五年其孫治右工門、鹽田剣創許可を獲、以て、今日の隆盛を致すに至れり。

其他、染織、紙、材木、漁獵、水利、荒地開墾等、興業に關する事蹟は、其詳ある知るを得ずと雖も記録に存せるところの諸布達政令に考據して、公の心を用ゐたる甚だ深きを知るに足るべし。

逸 事

公人と爲り恢宏にして智略あり。諸臣を遇するに寛を以てす。毎に人に語げて曰く、武人は須らく愛玲を以て本とすべしと。又曰く、凡る事遅くすべくして、而して速かなれば、大過なし、速にすべくして、而して遅ければ、巨害ありと。

文祿三年、公伏水にあり、黒田如水、長束正家、前田玄以を招きて宴を開けり。石田三成之を聞き、來り訪ひ相共に獻酬す。公盃を擧げて三成に属す、三成拜戴し、且つ曰く、予阿州侯に請はんと欲するものあり、諸君幸に賛せよ。今日公が帶ぶる所の斷脣信國の刀、願はくは之を賜へよ、他日事あらば、此刀を提げて、侯家の輔をなさんと。公色を正うして曰く、此刀は堅甲を断つ所以あり、卿其人に非すと、三成赧然たり。蓋し、公三成の佞媚を憎み、之と親むを欲せさればなり。是によりて、三成深く公を惡み、秀

吉に間疎するに至れり。

一六

井伊直孝、初め上野の地一萬石を食む。公其器識を知り、女を以て之に妻す。後、直孝功を以て、彦根三十萬石を食む。直孝深く主恩に感し、毎に人に對して之を語る。公、屢々之を規むるに其終を保たんことを以てす。直孝常に之を徳とす。是より井伊氏、世々我藩と婚を結べり。

忠英少時下を御すること頗る嚴に過ぐ。左右動すれば譴責せらる。近臣公に請うに之を規しめられんことを以てす。公之を諾す。忠英將に江戸に祇役せむとす。公之を月城に饗す。酒闌なるとき、近臣に命じ、犬を呼び至らしむ。大公を望み見て、恐れて走り去る。公、乃ち米粒を撒き、雀を呼ぶ。雀群り來りて之を啄む。公、忠英を顧みて曰く、犬は吾平生杖を以て之を打つ、故に吾を見て使ち逃る。雀は吾常に米を與へて之を懷く、故に一たび呼べば直ちに来る。人主の臣下を待すること、亦此の如し。苟

も、威に任じて、恩を施さざれば、下之に懷かざるべしと。忠英深く感悟し、是より諸臣を遇すること、稍寛恕なりしと云ふ。公嘗て病に臥す。忠英一日來りて伺候す。臥具甚た陋惡なるを視て、心安せず。急に絹帛を以て、之を作りて、公に進む。公之を謝し、床頭に置く。後、老臣來りて病を問ふ。公、乃ち臥具を指して曰く、忠英細心喜ぶべし。然れども、我固より卑賤に生る、未だ嘗て此の如き臥具を被きしことなし、天譴畏るべし、故に服せざるなりと、蓋し、儉素を以て、子孫に訓ゆるあり。

寛永十年六月、僧徒事を争ひ、之を公に訴へ、健訟息ます。各黨援あり、公之を患ふ。公聞いて、親ら訟を聽かんとす。左右其威徳を損せんことを恐れ、之を止む。公曰く、一浮屠の故を以て、獄事の淹滯を致すは、國の大辱なり。惟我に委すべしと。七月衙に臨み、僧徒を召す。僧徒群集す。公吏に命じて、訴牒を讀ましめしに、其事只財債に係れるのみ。公怒りて曰く。諸髡輩、曲直

を論せず、悉く處すべし。浮屠氏、本慈悲清淨を以て心となす。今孟蘭盆會に方り、宜しく供養して死者を弔すべきに却りて、律を破り利を貪り、たゞ争訟を務む。其罪恕すべからず。僧徒大に懼れ、叩頭して罪を謝せり。是より、僧侶の風大に改りぬ。

澁谷安太夫、海部郡代官となる。治下の者、嘗て、其私曲一條を訴ふ。公密に安太夫を召し、訴狀を示して曰く、汝若し申明すること能はずんば、即ち亡命すべし。路費は之を與へん。妻子は之を城中に置け、汝後慮をあすこと勿れ。汝若し無辜を申疏せんと欲せば、吏に附くべし。汝の忠貞は、予の能く知る所なり。故に、豫め之を告く。安太夫、感泣して曰く、公の言此に至る、臣報ゆる所を知らず。然れども、吏に就きて申疏せんことを願ふ。公吏に命して、申理せしむ。訴ふるもの果して誣罔なりき。安太夫深く公の仁恩に感し、公の薨するに及び、爲めに殉せりと云ふ。公嘗て、家士某に祿百石を賜ふ。後數日、轎に乗りて他出す。

轎中にて書を作り、又五十石を加賜す。某拜謝す。然れども、何の故なるを知らず。之を老に告ぐ。老臣之を公に問ふ。公曰く、予平生、彼に百五十石を與へんと欲せしも、故ありて姑く百石を與へたり。然れども、人生常よく、朝夕を謀らす。轎中忽ち之を思ふ。故に、歸るを待たずして、祿を加へたりと。聞く者悦服しぬ。

一士人あり、病みて朝すること能はず。一日、病間告げずして近隣に歩行す。時に、公出て、遊び、偶々之を見る。病むもの大に驚き、路側に拜跪す。公其憔悴せるを見て、轎を下り問うて曰く、聞く。汝病むこと久しと。何の症ぞ。病むもの惶遽して度を失ひ、誤りて詐病と對ふ。公、其心迷亂せるを覺り、慰めて去る。明日、公人をして病を問ひ、魚肉を賜はしむ。病むものの失言を以て、譴責せられんことを恐れしが、賜を得るに及びて、其恩に感泣せり。

324
245

明治四十三年六月十三日印刷
明治四十三年六月十五日發行

德島縣廳內

報德實業講演會

大西甚右衛門

德島縣德島市大字寺島町九十三番屋敷

印刷人

小川只

平

德島縣德島市大字安宅村六十五番屋敷

印刷所

株式會社 德島每日社





